

# ○福岡県田川地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

〔平成18年12月26日〕  
〔条例第5号〕

改正 平成28年3月30日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年9月末までに管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

第4条 削除

第5条 削除

(公表の時期等)

第6条 管理者は、第2条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに同報告をとりまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 田川地区消防本部のホームページに掲載する方法
- (2) その他管理者が適当と認める方法

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年度分に係る特例)

- 2 平成 17 年度における人事行政の運営の状況に係る第 2 条の適用については、同条中「毎年 9 月末までに」とあるのは、「平成 18 年 12 月末までに」とする。
- 3 平成 17 年度における業務の状況に係る第 4 条の適用については、同条中「毎年 9 月末までに」とあるのは、「平成 18 年 12 月末までに」とする。
- 4 平成 17 年度分の公表に係る第 6 条の適用については、同条中「毎年 12 月末までに」とあるのは、「平成 19 年 3 月末までに」とする。

附 則 (平成 28 年条例第 3 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。